次

目

則

○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範

囲を定める規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策室)

(市町村

課

○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

規

則

正する規則をここに公布する 申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

宮

○宮城県規則第五十一号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の を改正する規則 部

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成十二

年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項ト中5を8とし、4を7とし、同項ト3中「第六条」の下に「第一項及び第二項:

を加え、「申請」を「申請等」に改め、同項ト③を同項ト⑥とし、同項ト中②を⑤とし、①の次に次の

ように加える。

- (2)規則第三条の二第一項の規定による認定の更新の申請
- (3)規則第三条の三第一項の規定による再認定の申請
- (4)規則第三条の四第一項の規定による有効期間の延長の申請

附

則

(1)

行 城

平成二十二年四月一日から施行する

宮

本町三丁目8番

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行) ○宮城県規則第五十二号 肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する この規則は、 平成二十二年三月三十一日 肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正す

宮城県知事

村

井

浩

ページ

ロン治療」の下に「及びB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療」を加える。 第一条中「又はC型ウイルス性慢性肝炎」を「、C型ウイルス性慢性肝炎」に改め、「インターフェ

中「肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書」を「肝炎治療受給者証交付申請書」に改め、 第二条第一項中「患者のうち」を「患者であって」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項

号から第五号までの規定中「となろう」を「の認定を受けよう」に改め、同条第四項中「肝炎イン 改め、同項第一号中「肝炎インターフェロン治療受給者証」を「肝炎治療受給証」に改め、同項第二 条第三項中「肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書」を「肝炎治療受給者証交付申請書」

ターフェロン治療受給者証」を「肝炎治療受給者証」に改める。

む。)」を加え、同条第二項から第四項までを削り、同条の次に次の三条を加える 第三条第一項中「有効期間」の下に「(次条の規定により更新された受給者の認定の有効期間を含

(認定の更新)

第三条の二 受給者 (核酸アナログ製剤治療に係る受給者の認定を受けた者に限る。) は、 るときは、受給者の認定の更新を申請することができる。 定により定められた有効期間の満了後においても継続して当該治療を行う必要があると医師が認め 前条の規

者証を添えて、肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)更新申請書(様式第四号)を知事に提 前項の規定による申請をしようとする受給者は、当該認定の有効期間の満了する日までに、受給

第二条第三項 (第一号を除く。) 及び第四項の規定は、第一項の規定による申請について準用す

శ్ర

出しなければならない。

(再認定)

第三条の三(受給者(インターフェロン治療に係る受給者の認定を受けた者に限る。次条第一項にお いて同じ。) は、第三条の規定により定められた有効期間 (次条の規定により延長された受給者の

ときは、一回に限り、受給者の認定を申請することができる。認定の有効期間を含む。) が経過した後において、知事が別に定める要件に該当することとなった

- 、ヨカ用引うと言う、
- 第三条の四 受給者は、第三条の規定により定められた有効期間の満了後においても継続して(有効期間の延長)

延長を申請することができる。ターフェロン治療を行う必要があるとして知事が別に定める場合には、受給者の認定の有効期間の第三条の四(受給者は、第三条の規定により定められた有効期間の満了後においても継続してイン

3 第二条第四項の規定は、第一項の規定による申請について準用する。

「FFを含めるATMETS Media 、 たんか 「 下炎 インターフェロン治療受給者証返還届 (様式第五号)」第五条中「第二条第四項の」を削り、「 肝炎インターフェロン治療受給者証返還届 (様式第五号)」

第六条第一項中「肝炎インターフェロン治療受給者証変更申請書 (様式第六号)」を「肝炎治療受を「肝炎治療受給者証返還届 (様式第六号)」に改める。

給者証変更申請書 (様式第七号)」に改め、同項第二号中「の写し」を削り、同条第三項中「肝炎イ

ンターフェロン治療受給者証月額自己負担限度額変更申請書 (様式第七号)」を「肝炎治療受給者証

再交付申請書」を「肝炎治療受給者証再交付申請書」に改める。 受給者証再交付申請書(様式第九号)」に改め、同条第三項中「肝炎インターフェロン治療受給者証第七条第二項中「肝炎インターフェロン治療受給者証再交付申請書(様式第八号)」を「肝炎治療月額自己負担限度額変更申請書(様式第八号)」に改める。

療療養費請求書」に、「肝炎インターフェロン治療療養証明書(様式第十号)」を「肝炎治療療養証明求書(様式第十号)」に改め、同条第三項中「肝炎インターフェロン治療療養費請求書」を「肝炎治第九条第二項中「肝炎インターフェロン治療療養費請求書(様式第九号)」を「肝炎治療療養費請

書 (様式第十一号)」に改める。

様式第一号を次のように改める。

(3) 平成22年3月31日 水曜日 宮 城 県 公 報 号外第28号 様式第1号(第2条関係) 肝炎治療受給者証交付申請書 年 月 日 宮城県知事 殿 (₹) 申請者住所 申請者氏名 印 患者との続柄(患者の) 肝炎治療に係る医療費用交付規則第2条第2項の規定により, インターフェロン治療 に係る受給者の認定を下記のとおり申請します。 核酸アナログ製剤治療 生 年 月 日 性 別 リガナ 年 月 日生 氏 名 患 男・女 (満 オ) (〒 (電話) 宮城県 市・郡 区・町・村 者 所 住 (マンション・アパート名,室番号:) 被保険者氏名 患者との続柄 保 険 種 別 協会健保・・船員・・組合・・共済・・国保(一般・退職・組合)・・後期高齢者 加 被保険者証の記号・番号 医 療 険 者 号 保 険 称 名 保 者 被 険 証 発 行 機 関 所 在 地 利 用 歴 1 あり 2 なし 本助成制度利用歴 受給者証番号 効 月 日 名 称 所 在 地 所 受 診 医医 名 称 所 在 地 一療機関 名 称 所 地 在 関じ 認定の有効期間の開始日は ,「申請書の受理日の属する月の初日」か 認定の有効期間 (1年)の開始日 ら「診断書が作成された日の属する月の翌々翌月」までのいずれかの月 月の初日 の初日のうち,申請者が指定した月の初日となります。 核酸アナログ製剤治療 の効果,副作用等について説明を受け,治療を受けることに同意 インターフェロン治療・ しましたので, 肝炎治療受給者証の発行を申請します。

申請者氏名 印

年 月 日

(注) 申請書の提出に当たっては ,「インターフェロン治療 」又は「核酸アナログ製剤治療 」のいずれかの にチェックしてください。

世 帯 調 書

世帯構成員名	患者と の続柄	満年齢	職業	市町村民税(所得割) 課税年額	備考
		歳		Ħ	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
			合計	円	

(市町村民税課税額合算対象除外希望者に係る記載欄)

下記の者については,患者本人との関係において配偶者に該当せず,かつ,患者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上又は医療保険上の扶養関係にある者ではないため,所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

申請者氏名

EΠ

記

世除帯を	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
一構 はず	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
成す員る	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	

肝炎治療効果判定報告書について

肝炎治療特別促進事業は、早期治療の促進のため、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本制度においては、今後の肝炎対策の基礎資料とする目的で、診断書作成医療機関等に対して治療に関する報告書の提出を求めることがあります。

なお, 当該報告書の使用にあたっては, 個人情報の保護に十分配慮し, 目的以外に使用することは一切ありません。

	階 層 区 分	自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
Z	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

- (注1) 保険医療機関(受診医療機関)は県と肝炎治療特別促進事業に係る委託契約を締結している保険医療機関に限ります。また,記載された保険医療機関以外では公費助成は受けられません。
- (注2) 以下の書類を添付してください。
 - 1 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書(様式第2号)
 - 2 加入している医療保険の被保険者証等の写し
 - 3 患者及び患者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
 - 4 患者及び患者と同一の世帯に属する者の市町村民税 (所得割)課税年額を証明する書類
 - 5 患者及びその配偶者を医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の規定による被扶養者(以下単に「被扶養者」という。)若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)としない者で,かつ,患者若しくはその配偶者の被扶養者若しくは扶養親族でないもの又は国民健康保険法の規定による被保険者(以下「患者等と扶養の関係にない者」という。)がいるときは,これを証明する書類(受給者の認定において,患者等と扶養の関係にない者の市町村民税(所得割)課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。)

卜第28号 平	成22年3月31日 水岡	曜日 宮 城	県 公	報			
式第2号(その	2)(第2条関係)						
	肝炎治療受給者証	(核酸アナログ製剤	治療)の交付印	申請に係る	診断書(新規申請用)	
フリガナ		性別		生 年	月 日 (年	龄)	
患者氏名		男・女 明大	昭 平	年	月 日 组	生(満	歳)
	郵便番号 (〒 -)	電話番号		()		
住 所							
∴ № Æ □	昭和・平成 核酸アナログ	時 期 プ製剤 医療機関	年 月~	年	月,肝炎治療特別促途 (医師	 ≛事業の認定	(有・無)
診断年月	年 月 治 療	歴 時 期 医療機関	年 月~	年月	月,肝炎治療特別促途 (医師	圭事業の認定	(有・無))
TI + - '/- r	該当番号を○で囲む。						
現在の治療	現在の核酸アナログ製剤 上記が「あり」の場合		台療の継続の必		1 あり 2 た 1 あり 2 た		
	検 査 項 目	核酸アナログ製剤	剤治療開始前 <i>€</i>	データ	直近 (治療開始後3か月	のデータ 以内の者は	記載不要)
	1 B型肝炎ウイルス マーカー	(検査日:	年 月	日)	(検査日:	年 月	日)
	(1) HBs抗原	(+	· -)		(+	• -)	
	HBe抗原 HBe抗体	(+	· -)		(+ (+	• -)	
	(2) HBV-DNA定量	(単位:	, 測定法	((単位:	, 測定》	法)
検査所見	2 血液検査	(検査日:	年 月	日)	(検査日:	年 月	日)
1人 旦 11 元	AST	IU/I (施設の基準値	ī: ~)	IU/I (施設の基準値	: ~)
	ALT))
	血小板数				/μ I)
		()	(施設の基準値)
	3 画像診断及び肝生検 などの所見 (特記すべき所見が	(検査日:	年 月	日)	(検査日:	年 月	日)
	あれば記載する。)						
診断	該当番号を○で囲む。 1 慢性肝炎	(B型肝炎ウイルス)	こよる。)				
四夕 四	2 代償性肝硬変		こよる。)				
	該当番号を○で囲む。						
	1 エンテカビル単独 2 ラミブジン単独						
治療内容	3 アデホビル単独 4 ラミブジン + アデ	☆ビル					
	5 その他(具体的に記)
	治療開始日(予定 治療予定医療機関		年 月	日)	
治療上の問題点							
				<u></u>	 記載年月日	年 月	月 日
医療機関名	3及び所在地						

(注) 1 診断書の有効期間は,記載日から起算して3か月以内です。

医師氏名

- 2 記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。ただし、「治療開始前のデータ」については、核酸アナログ製 剤治療中の場合は、治療開始時の資料に基づいて記載してください。
- 3 治療開始前データが不明の場合は、治療開始後、確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
- 4 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

様式第2号(その3)(第2条関係)

肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)の交付申請に係る診断書(再認定用)

フリガナ	性別		生 年 月	日 (年	齢)
患者氏名		昭平	年 月	日生	(満 歳)
住 所	郵便番号 (〒 -)	電話番号	()	
診断年月	昭和・平成 インターフェロン 医療機関	年 月~	年 月,肝炎	治療特別促進 (医師	事業の認定(有・無))
וש פון	年 月 治 療 歴 時 期 医療機関	年 月~	年 月,肝炎	治療特別促進 (医師	事業の認定(有・無))
前回の治療	前回の治療内容について, にチェックを入 2回目の制度利用の認定には,下記のすべ				0
前回の治療 とは,制度利	HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎及びC フェロン治療実施中の者のうち,肝がん			1ン治療を行う	う予定,又はインター
用の有無にか かわらず直近 の治療を指し ます。	前回の治療において、十分量のペグイでにHCV-RNAが陰性化しなかった症例に 【陰性化の時期】投与週	こ該当しない。 <u>後</u>			·
A9.	前回の治療において,ペグインターフしない。			よる72週投与	が行われた症例に該当
	インターフェロン治療開始前の所見を記入す 1 C型肝炎ウイルスマーカー(検査: (1) HCV-RNA定量 (単位) (2) ウイルス型 セロタイプ(グループ)	年 立:)1 ·	月 日)	ープ)2)
検査所見	ASTIU/1	(施設の基準 (施設の基準 (施設の基	隼値: 準値:	~_~))
	1	日)			
診断	該当番号を○で囲む。 1 慢 性 肝 炎(C型肝炎ウイルスに	よる。) 2	代償性肝硬変の	C型肝炎ウィ	(ルスによる。)
肝がんの合併	該当番号を〇で囲む。 肝 が ん 1 あり(治療中)	2 あり(治癒後)	3 なし	
治療内容	該当番号を○で囲む。 1 インターフェロン 製剤単独 2 インターフェロン 製剤単独 3 ペグインターフェロン製剤単独 4 インターフェロン 製剤 + リバビリン 5 インターフェロン 製剤 + リバビリン 6 ペグインターフェロン製剤 + リバビリ 7 その他(具体的に記載してください。	製剤)
	治療予定期間 治療予定医療機関 (週 (年 月~	年	月)
治療上の問題点					
医療機関名	名及び所在地		記載年月	日	年 月 日
医師氏名	ED				

- (注) 1 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。 2 記載日前6か月以内(インターフェロン治療中の場合にあっては、治療開始時)の資料に基づいて記載してください。 3 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

号外第28号	平成22年3月31日	水曜日 宮	城 県	公 報	(8)
					様式第三号を次のように改める。

卓

(第2条関係)

受給者住所・ MI 月額自己1限度 年月 この受給者証に記載されている医療機関以外では公費助成は受けられません。 交付 賁 浴 龡 Ш ₩ 苗 ₩ 緗 用价 槑 担額 卓 巾 併 Ш Ш 性別 田 贸認 偛 交付年月 疾 宮城県知事 쌀 釆 疷 癳 Ш 悪 被 炒 核酸アナログ製剤治療) 罒 誤 併 Ш Ш 巴 表

取扱保健福祉センタ 1

〒984-8601 〒982-8601 〒983-8601 〒980-8701 郵便番号

〒981-3189 〒989-1243 〒985-0003 〒989-2432 〒981-3304 701 仙台市青葉区上杉一丁目5 - 1(代022 - 225 - 7211 601 仙台市宮城野区五輪二丁目12 - 35(代022 - 291 - 2111 601 仙台市岩林区保春院前丁3 - 1(代022 - 282 - 1111 601 仙台市太白区長町南三丁目1 - 15(代022 - 247 - 1111 189 仙台市泉区泉中央二丁目1 - 1(代022 - 372 - 3111 243 柴田郡大河原町字南129 - 1 0224 - 53 - 3121 003 塩竈市北浜四丁目8 - 15 022 - 363 - 5504 432 岩沼市中央三丁目1 - 18 0223 - 22 - 2188 304 黒川郡富谷町ひより台二丁目42 - 2 022 - 358 - 1111 117 大崎市古川旭四丁目1 - 1 0229 - 91 - 0714 251 栗原市築館職木5 - 1 0228 - 22 - 2117 511 登米市迪町佐沼字西佐沼150 - 5 0220 - 22 - 6119 812 石巻市東中里一丁目4 - 32 0225 - 95 - 1430 066 気仙沼市東新城三丁目3 - 3 0226 - 22 - 6662

G

仙台市青葉区保健福祉センター仙台市宮城野区保健福祉センター仙台市宮城野区保健福祉センター仙台市大白区保健福祉センター仙台市泉区保健福祉センター仙台市泉区保健福祉センター仙台市泉区保健福祉センター仙 南保健所病病 病 対策 班益 釜保健所岩沼支所総務保健班益釜保健所黒川支所総務保健班益釜保健所黒川支所総務保健班益釜保健所黒川支所総務保健班益、保健所疾病対策班短、保健所疾病対策班班。 〒987-2251 〒989-6117 〒986-0812 〒987-0511

熏

幯 # 頄

1 この証を交付された方は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎を除去するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合には、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関又は保険薬局に対して支払うこととなります。
2 本制度の対象となる医療は、治療受給者証に記載された疾病に対するインターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療に成れています。
2 本制度の対象となる医療は、治療受給者証に記載された疾病に対するインターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療に限られています。
3 保険医療機関又は保険薬局において診療を受ける場合、被保険者証等に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
5 治癒等で受給者の資格がなくなったとき、又は宮城県外へ転出したときなどは、速やかに取扱保健所等で、資格消滅の手続をしてください。また、宮城県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
5 の証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、取扱保健所等で再交付の手続をしてください。

上記名手総7人だひい。 問い合わせ先: 続の詳細 その他肝炎治療受給に関しての問い合わせがありましたら,下記に連絡し 1策班 TEL (022) 211 - 2632

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室 又は左記取扱保健福祉センター若しく | 感染症対抗 | は保健所 | |

号外第28号	平成22年3月31日	水曜日 宮	城	県	公	報	(10)
							様式第四号(その一)を削り、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号(第3条の2関係)

						肝炎治	療受約	合者証 (核酸	アナロ	ログ製剤治	療)	更新申	請書					
																年	F	1	日
宮城	県知	事				殿						ம்≐≢	者住所		-)			
												申 受給	清者氏 治者との	名)続柄 (受給者の)			印)
肝炎	:治療	に係	る医療	費用	交付規則	第3条の :)2第2	2 項の規	定に	より	, 下記のと 	おり	申請し ———	ます。 「					
	受	給	者 番	号													_	_	
	現 有	効	行 期	の間				年	月		日から			年	月	日まで			
受	フ	IJ	ガ	ナ										性	別	男		• 3	Ż
給	氏			名										生年	月日	年 (満		月	日生 オ)
者	住			所	(〒 宮城県	-) 市				(電詞区・町・村	舌 寸	-		-)			
					(マン	ション・	アパー	卜名,	室番号	를 :)			
	被	保	険	者	氏 名								患者	との	続 柄				
加	保		険	種	別	協会健	保·	船員	•	組合	ì · 共》	斉 •	国份	呆(一般	・退職・	・組合)		後期	高齢者
入医	被任	呆険	者証の	記号	計・番号												_	_	
療保	保	険	主	í i	番号					-:									
険	被	保	:	1	者 証	名	称												
	発		行	機		所 在	地												
					の効果 , ii 効期間のii				を受け	ナ, 治	療を受ける	ること	こに同意	意しまし	<i>っ</i> たので ,	, 肝炎治療	受約	合者記	正(核酸
													申請者	皆氏名					ED
		年	Ē	月	日														
宮切	成県知	事					殿	ŧ											

- (注1)様式第4号は,裏面及び肝炎核酸アナログ製剤治療の更新申請に係る医師記載欄がセットです。
- (注2)以下の書類を添付してください。
 - 1 加入している医療保険の被保険者証等の写し
 - 2 患者及び患者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
 - 3 患者及び患者と同一の世帯に属する者の市町村民税 (所得割)課税年額を証明する書類
 - 4 患者及びその配偶者を医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の規定による被扶養者(以下単に「被扶養者」という。)若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)としない者で,かつ,患者若しくはその配偶者の被扶養者若しくは扶養親族でないもの又は国民健康保険法の規定による被保険者(以下「患者等と扶養の関係にない者」という。)がいるときは,これを証明する書類(受給者の認定において,患者等と扶養の関係にない者の市町村民税(所得割)課税年額を合算しないことを希望する場合に限る。)
 - 5 記入漏れ等がある場合には,認定されないことがありますので,ご注意ください。

世 帯 調 書

世帯構成員名	患者と の続柄	満年齢	職業	市町村民税(所得割) 課税年額	備考
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
		歳		円	
			合計	円	

(市町村民税課税額合算対象除外希望者に係る記載欄)

下記の者については,患者本人との関係において配偶者に該当せず,かつ,患者及びその配偶者との関係において相互に地方 税法上又は医療保険上の扶養関係にある者ではないため,所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを 希望します。

申請者氏名

印

記

世除 帯を	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
甲を 構発 成す	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
成す員る	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	

肝炎治療効果判定報告書について

肝炎治療特別促進事業は,早期治療の促進のため,インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本制度においては、今後の肝炎対策の基礎資料とする目的で、診断書作成医療機関等に対して治療に関する報告書の提出を求めることがあります。

なお,当該報告書の使用にあたっては,個人情報の保護に十分配慮し,目的以外に使用することは一切ありません。

(参考)

	階 層 区 分	自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
Z	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

<u>受給</u> の継続		要で	であると判断す	(<u>フリ</u> する。	<u> </u>				_) につ	いて , E	3型慢	性肝疾患	こ対する	核酸ア	ナログ	製剤治
hA nier	_		昭和・平成	核酸アナログ	ブ製剤	時 医療機		年	月~	年	月,	肝炎治療物 (医療		事業の	認定(有・無
診断	年	月	年 月	治療	歴	時 医療機		年	月~	年	月,	肝炎治療物		事業の	認定(有・無
				:	核酸ア:	ナログ製	別治療	開始前	前の所見	を記入す	する。					
			検 査	項目		前	回申請問	時のテ	ニータ				更新時	直近デ-	- タ	
			1 B型肝: マーカー (1) HBs抗	炎ウイルス i原	(村	· 全面:	+	年 • -	月)	日)		(検査日	: (+	年 • -	月)	日)
			HBe 打 HBe 打	源		(+)				(+)	
			(2) HBV-) —_(単	位:	,) 測定法)	_	(((· · 単位:	,) 測定法	
			2 血液検査	Š.	(村	全直日:		年	月	日)		(検査日	:	年	月	日)
検査	所	見	AST			IU/I						IU				
			ALT		(施設の基 IU/I	基準値:		~)		(施設の IU		:	~)
			血小机	5数	(施設の /µ l	基準値:		~)		(施設の /µ		:	~)
				***	(<u>/ P 1</u> 施設の基	基準値:		~)		(施設の		:	~)
			などの所見	- くき所見が	(村	食査日:		年	月	日)		(検査日	:	年	月	日)
			該当番号を(で囲む。												
診		断	1 慢性所 2 代償性 3 非代償	生肝硬変	(B型形	T 炎ウイ T 炎ウイ T 炎ウイ	ルスに	よる。)							
			該当番号を(で囲む。												
治療	内	容	2 ラミフ 3 アデカ 4 ラミフ	- カビル単独 ブジン単独 ⊼ビル単独 ブジン + アデ⊼ セ(具体的に記		こくださ	l 1 _°									
台療	莎	훼	該当番号を〇	で囲む。												
カ 孝		更		詩からの治療薬 5 リ」の場合				1 a		2 た), 変更		年	月	日))	
台療上の	D問題	点														
医	療機	関名	る及び所在地								記載	年月日		年	月	

- 2 医師記載欄は,診断書作成指定医療機関の医師による記入が必要です。
- 3 更新時直近データは記載日前3か月以内の資料に基づいて記載してください。
- 4 前回申請時データが不明の場合は,前回申請時以降の確認できる範囲内のもっとも古いデータを記載してください。
- 5 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので,ご注意ください。

受給者証の有効期間

併

Ш

日から

併

Ш

コまで

を

様式第十号を削り、様式第九号を様式第十号とする。

淵酬」に改め、同様式を様式第九号とする。

受給者証月額自己負担限度額変更申請書」じ 様式無十町中「肝炎インターフェロン治療受給者証月額自己負担限度額変更申請書」や「肝炎治療

格層区分 自己負担限度額(月額) A 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000円未満の場合 10,000円 B 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000円以上235,000円未満の場合 30,000円 C 世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円以上の場合 50,000円
(所得割)課税年額が自己負担限度額(10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円 10,000円

		7			
7	#		C	В	A
は帯ので	世間の記				
世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円以上の場合	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000円以上235,000円未満の場合	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000円未満の場合
]未満の場	以上の場		Οī	ω	1
10,000円	20,000円	自己負担限度額 月	50,000円	30,000円	10,000円
_		月額)	_	を	

に改め、同様式を様式第八号とする。

に改め、同様式を様式第七号とする。

様式無口の中「肝炎インターフェロン治療受給者証返還属」を「肝炎治療受給者証返還属」に、

衜 受給者証の有効期間 癳 忆 唦 インターフェロン治療 併 Ш 日から 核酸アナログ製剤治療 併 Ш 日まで に改め、

同様式を様式第六号とする。

様式第四県 (みの二) 中「様式第4号(その2)(第3条関係)」を「様式第4号(その2)(第3

条の2関係)」 以「肝炎インターフェロン治療受給者証有効期間延長申請書(治療休止期間用)」 や

ンターフェロン治療受給者証」を「肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)」に改め、同様式を 様式第五号(その二)とする。

肝炎治療受給者証(インターフェロン治療)有効期間延長申請書(治療休止期間用)」 ピ、「肝炎イ

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号(その1)(第3条の4関係)

				j	肝炎治療	受給者証	(インター	フェロ	ン治	療)有効期間	間延長申請	書(延長	長投与用) 年	月	日
宮城			ス圧塔	善田		競 3 冬の	<i>A</i>	相宗に	- .11	, 下記のと	申請者住所申請者 申請者 受給者との	所 氏名 D続柄(- 受給者の			ED)
131 90					Z 13 ALRO		7 77 2 75 0	/ NE NE 1C	1	, 118000	のうず雨で	76.76				
			者 番												_	
	現有	á 効	行 期	問			年	月		日から		年	月	日まで		
受	フ	IJ	ガ	ナ								性	別	男		女
給	氏			名								生年	月日	年 (満	F	引 日生 オ)
者	住			所	(〒 宮城県	-	,			(電詞 区・町・村			-)		
					(マンシ	/ョン・フ	アパート名	, 室番 ⁻	号:)		
										することに ェロン治療)					, 医部	あから十分
											申請	者氏名				印
		年	Ē	月	日											
宮均	成県知	事					殿									

- (注)1 延長期間は,現行の有効期間に引き続く6か月を限度とします。
 - 2 裏面の医師記載欄は診断書作成指定医療機関の医師による記入が必要です。
 - 3 記入漏れ等がある場合には、認定されないことがありますので、ご注意ください。

医 師 記 載 欄 以下の確認事項及び必要事項をすべて確認し,記入の上,署名及び押印してくだされ。

受給者			(フロガ +			\ I	コリア て刑が	温性旺火ヤロ	コガループ1	1 +
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ペグインターフェ								
		ァル72週間)の投与								
、してくださ!			3,011-12203 252	(0) 0 (2)	12/1 > 00 (T HO SP T .	, 10,5 05 10.	, _ , , ,	7 8440 3-57	
, ,	<u></u> ,			記						
前回の	治療におい	て ,ペグインター:	フェロン及びリバ	ビリン併	用療法48退	見を行い,3	6週目までに!	HCV-RNA 7	が陰性化した	こり
再燃した	者で ,『今回	回の治療で,HCV-	RNAが投与開始後	後36週まで	でに陰性化し	Jた症例に	該当する。』と	:認められる	· •	
・投与36	週までにH	CV-RNAが陰性化	(一時休薬期間は	除く。)						
	【险性化	との時期】検査日:	·····································	日		投与		1		
	L PAILI			/	H	12-5		1		
36週目ま ・投与開	でに陰性化 始後,継続	与開始12週後に H びした症例に該当す 的に治療を続け, &は、HCV-RNA が	る。』と認められ	る。					time PCR)	7
	F 	(古 】 (本本口)								
	【前		年 CV - RNA量		_		测学法。			
	【投与12	2週後】検査日:					,则足/云.			
	1	CV - RNA量				ŧ.)			
	1		(+\frac{1}{12}	·	, ,,,,,,,,_,,	<u> </u>	/ 			
2	投与36週ま	でにHCV - RNAか	が陰性化(一時休養	薬期間は際	余く。)					
								- -		
								:		
該当	する場合,	化の時期】検査日: にチェックを入 認定には,下記す	れ,下線部分を記	己入してく	ださい。					
該当有効!	する場合 , 期間延長の 申請者の診	にチェックを入 認定には , 下記す 断名は ,「C型肝タ	れ , 下線部分を記 べての にチェッ &ウイルスに伴う ⁽	己入してく いクが入っ 慢性肝炎	ださい。) ていること 」である。	≃が必要で	f .			
該当 有効!	する場合 , 期間延長の 申請者の診 申請者の治	にチェックを入 認定には,下記す 断名は,「C型肝炎	れ,下線部分を記べての にチェッ 炎ウイルスに伴う [。] ウイルス量につい	己入してく ックが入っ 慢性肝炎 Nては,セ	ださい。) ていること 」である。 ! ログルーフ	こが必要で [*] プ1かつ高 [・]	す。		th Wahis	
該当 [·] 有効 [!] 「	する場合 , 期間延長の 申請者の診 申請者の治	にチェックを入 認定には,下記す 断名は,「C型肝ジ 療前ウイルス型と ペグインターフェ	れ,下線部分を記べての にチェッ 炎ウイルスに伴う [。] ウイルス量につい	己入してく ックが入っ 慢性肝炎 Nては,セ	ださい。) ていること 」である。 ! ログルーフ	こが必要で [*] プ1かつ高 [・]	す。		持,当該治療	奈
該当 有効! ! !	する場合, 期間延長の 申請者の診 申請者と 申請者は,施	にチェックを入 認定には,下記す 断名は,「C型肝ジ 療前ウイルス型と ペグインターフェ	れ,下線部分を記べての にチェッ 炎ウイルスに伴う [。] ウイルス量につい	記入してく ックが入っ 慢性肝炎 Nては , セ リン併用療	ださい。 っていること 」である。 !ログルーフ	こが必要で [*] プ1かつ高 [・] 的治療(48 ⁵	す。 ウイルス量でる 周間)を開始		持, 当該 治頻	寮
該当 有効! !	する場合, 期間延長の 申請者者の 申請者者と 申請者者に 現た なお、 なお、	にチェックを入 認定には,下記す 断名は,「C型肝が 療前ウイルス型と ペグインターフェ i中である。	れ , 下線部分を記べての にチェッ をウイルスに伴う ウイルス量につい ロン及びリバビリ	記入してくっ クが入っ 慢性肝炎 ハては , セ リン併用療 中である。	ださい。 っていること 」である。 ログルーフ 法の標準的 (一時休薬	こが必要で [*] プ1かつ高 [*] 対治療(485 期間は除く	す。 ウイルス量でる 週間)を開始 。)	し,本申請品		
該当 有効! !	する間 申請 請 請 な 申間 申請 請 請 ま 者 者 は に , 者 ある る は た の る の は た の る の の の の の の の の の の の の の の の の の	にチェックを入 認定には,下記す 断名は,「C型肝が 療前ウイルス型と ペグインターフェ 中である。 治療開始後	れ,下線部分を記べての にチェッ をウイルスに伴う ウイルス量につい ロン及びリバビリ 週目で継続中準的治療期間であ	記入してく ロクが入っ 慢性肝炎 NTは , セ リン併用療 Pである。 5 る48週間	ださい。 っていること 」である。 セログルーフ 法の標準的 (一時休薬 引に連続して	こが必要で [*] プ1かつ高 [*] 対治療(48 [*] 期間は除く ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	す。 ウイルス量でる 週間)を開始 。) 延長するもの [・]	し,本申請品		
有効! 	す期 申 申 申続 な 申間 変 イる間 請 請 請的 お 請で 更 ン合長 の の は実 現 のる の っの かん	にチェックを入認定には,下記す 断名は,「C型肝が療前ウイルス型と ペグインターフェ 中である。 治療開始後 更後の治療は,標	れ , 下線部分を記べての にチェッ	記入してくっ した人が慢性肝炎 いて、分類では、 いてのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ださい。 っていること 」である。 マログループ 法の標準的 (一時休薬 (一時休薬 でする。	こが必要で プ1かつ高・ 対治療(48) 期間は除く 「24週間をう 上記 にお	す。 ウイルス量でる 週間)を開始 。) 延長するもの _月予定) いて、「本剤を	し,本申請の	台から最大で	C T
該 有 効 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !	す期 申 申 申続 な 申間 変 イる間 請 請 請的 お 請で 更 ン合長 の の は実 現 のる の っの かん	にチェックを入す認定には、下こ型肝が療前ウイルス型とペークである。 注意を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	れ , 下線部分を記べての にチェッ	記入してくっ した人が慢性肝炎 いて、分類では、 いてのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ださい。 っていること 」である。 マログループ 法の標準的 (一時休薬 (一時休薬 でする。	こが必要で プ1かつ高・ 対治療(48) 期間は除く 「24週間をう 上記 にお	す。 ウイルス量でる 週間)を開始 。) 延長するもの [*] い。	し,本申請の	台から最大で	C 7
該有効 該有効 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	す期 申 申続 な 申間 変 イ全場延 者 者 者に , 者あ 後 タ・・ 者あ 後 タ・・ カー カー カー カー カーカー カー・ カー・ カー・ カー・ カー・	にチェックを入すにチェックを入すにには、「C型肝が療前ウイルス型である。 が中である。 治療の治療は、「開発をでする。」では確立している。 はでする。 にチェックを入する。 ではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	れ , 下線部分を記べての にチェッ	記入してくっ した人が慢性肝炎 いて、分類では、 いてのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ださい。 っていること 」である。 マログループ 法の標準的 (一時休薬 (一時休薬 でする。	たが必要です プ1かつ高い 対治療(48) 期間は除く (24週間を) (24週間を) 注意してくださ	す。 ウイルス量でる 週間)を開始 。) 延長するもの [*] い。	し,本申請6 で,治療開如 を48週を超え	台から最大で えて投与した	C T

	肝炎治療に係る療養について,上記のとおりであることを証明します。 年 月 日			П	 □ —		且	A		年月	÷>√(数单图文)						樣式第11号(第9条関係)
	る療養に1 月									週韻の光剤							条関係)
	日 下, 2116			ш	ш		ш	ш	3	攀 田	 						
	記のとおりて			上記のつち 肝炎治療	総		上記のつち 肝炎治療	総		治療の区分					(インタ・		
	があることを訓			3	3		迅	3	A = B + C	総医療費	(食				インターフェロン治療	肝炎	
	問します。			В	3		Œ	3	В	保険給付額	療養の給付 食事療養費を除		<u>W</u> 11		•	肝炎治療療養証明書	
医療機関等名称 所 在 地 代 表 者 名		3	a + b	В	3		III	3	С	一部負担額	· · ·	険 種	受給者氏名 		核酸アナログ製剤治療)	□ ₩	
然名等。 本 书 书 名 名 名 名					3			3	D	総入院時 食事療養費	◎	_	Ĥ		製剤治療)		
					JB			3	т	標準負担額	入院時 食事療養費						
				ı	J		3	3	O + E	끡	患者負担分		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
 Ð													· []				
								٦					くだい。)	(この標			
							Œ	3	局額療養實					は,宮城県で			
							Œ	Э	一部負担額					(この欄は,宮城県で記載しますので,医療機関は記載しないで		療養費支払決定欄	
							Œ	ⅎ	展 原 原 原 原	т				で , 医療機関		.定欄	
						a +	Ь	ā		#				引は記載			
						σ		1	۱ ر	× I	1			~			